

パートナーシップ構築宣言とはどのようなものか？

信金中金月報掲載論文編集委員
打田 委千弘
(愛知大学 経済学部教授)

厚生労働省が2023年7月に発表した毎月勤労統計調査(速報、従業員5人以上の事業所を対象)によると、1人当たりの実質賃金は前年同月比でマイナス1.2%となった(マイナスは14ヶ月連続)。消費者物価指数の伸び率は、ウクライナ戦争など原材料価格の高騰の影響で、最も高い時期(2023年1月)に5.1%であったものが5月には3.8%と安定してきたのと同時に、所定内給与の伸び率が2.5%となり、実質賃金の減少幅は縮小する傾向である。マクロ経済学的には、消費に回る割合が減少傾向であり、長期的な物価上昇を上回る賃金上昇が引き起こされるかどうか、日本銀行の金融政策を決定する重要な論点の1つと考えられる。

2020年5月、内閣府や経済産業省など主要官庁や経団連、日本商工会議所、連合が参画し、「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において「パートナーシップ構築宣言」導入が決定した。これは長引く経済活動低迷の原因の1つが、日本のサプライサイド(生産側)の問題が大きいことと関係していると考えられる。まず、この点を考察してみたい。RIETI(経済産業研究所)と一橋大学経済研究所の共同プロジェクトであるJIPデータベース(Japan Industrial Productivity Database)による最新データ(JIP2023)の分析結果を概観する。マクロ経済学の分析手法の1つである成長会計分析を用いた推定結果によると、2000年代後半以降の日本の長期停滞の要因は、物的・人的資本蓄積の低迷や全要素生産性(以下、TFP)の停滞が主因であるとしている。特に、労働の質向上の寄与は、2015~2020年において戦後初のマイナスを記録し、日本全体の平均的な技術水準や資源配分の効率性を示すTFPも低迷した。労働の質が下落した要因は、非正規雇用の増加と女性労働の増加だとしており、低賃金が維持されている。また、日本の労働生産性は米国の59%(2012年)であり、格差の37%がTFPの低迷によって説明可能としている。

また、労働生産性に関する企業規模間格差については、日本では、米国以上に小規模企業で働く割合が高く、2011年においては1,000人未満の企業で働く従業者は71%とし、地域においても重要な課題だと考えられる。労働生産性の格差を、①労働の質の格差、②資本装備率の格差、③TFPの格差に分解し、従業員1,000人以上と100人未満の企業の労働生産性の推移に関

する要因分析を行っている。詳細は割愛するが、従業員1,000人以上と100人未満では労働生産性や賃金率で大きな格差が存在していることを指摘している。賃金率の格差については、上述した通り、観察されない労働の質が重要なのではないかとしている。

政府は、中小企業の労働生産性が低迷する大きな要因の1つとして、大企業に比べて価格転嫁力が低迷していることを問題だと考えている。中小企業白書2022年版では、業種別に直近1年のコスト全般の変動に対する価格転嫁状況を示しているが、製造業やサービス業では、4割以上が「転嫁できなかった」と回答している。また、コスト変動を価格転嫁できなかった際の対応について、7割の企業が「対応しない（利益の減少）」としており、取引相手との価格交渉の難しさを指摘している。パートナーシップ構築宣言は、大企業と中小企業の価格転嫁を円滑にするのと同時に、サプライチェーン全体で労働生産性の向上やイノベーション向上（ひいては、TFP上昇）を目指すための枠組みを提供していると言えるだろう。

パートナーシップ構築宣言については、まず、サプライチェーンの取引先や価値創造を図る事業者との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するものとしている。具体的には、「下請事業者からの取引対価の協議に応じる」、「下請代金は可能な限り現金で支払う」、「取引上の立場を利用したノウハウ開示などを求めない」、「働き方改革に対応できるよう、下請事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注などを行わない」などである。また、上記の点を、「発注者」側の立場から企業の代表者の名前で宣言するというものである。「発注者」は主に大企業を想定しているため、可能な限りこのネットワークの有効性を担保したいと考えている。

現在（7月24日時点）の段階では29,757社が登録を行っており、HPに取組事例集などを掲載し、広報活動も行っている。企業においてパートナーシップ構築宣言を登録するメリットは、短期的には、政府や地方公共団体が取り組んでいる各種補助金の審査に加点がされるというものであるが、中長期的には、大手の取引先である大企業への価格転嫁を中小企業が十分に行えるような環境作りをすることで、名目賃金を上昇させることが可能となり、物価上昇と賃金上昇の好循環が生じる契機となるというものである。

先日、当方は、沖縄県において内閣府沖縄総合事務局経済産業部、沖縄県商工労働部、沖縄県経営者協会の3者におけるパートナーシップ構築宣言座談会のファシリテーターを務めた。詳細は、『琉球新報』、『沖縄タイムス』の2023年7月13日朝刊をご覧ください。現在、全国の都道府県レベルでも、同様の取り組みが進んでいる。地域経済においても、物価上昇と賃金上昇の好循環が進展することを期待したい。